

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和三年十二月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年六月二十九日奈良県指令中土第五四―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十六日中土第七三―一三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市和田町二四三番二、二四三番三、二四三番四及び二四三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代

一 許可番号

令和三年七月二十日奈良県指令中土第五四―五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十六日中土第七三―一四号

公共施設に関する工事の検査済証 令和三年十一月二十六日中土第七四―八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市石川町四七三番一、四七三番二、四七三番三、四七三番四、四七三番五、四

七五番九の一部、五五九番一及び五五九番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市石川町四七三番一及び五五九番一

下水道 橿原市石川町四七三番一の一部

水路 橿原市石川町四七三番四及び四七五番九の一部